

## 介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、地域の実情に応じた介護サービス提供に係る体制の整備の促進を図るために、介護サービス提供体制整備促進事業を行う法人その他の団体及び知事が別に定める要件を満たす者（以下これらを「事業者」という。）並びに市町等（市町及び市町のみにより組織される一部事務組合をいう。以下同じ。）並びに介護サービス提供体制整備促進事業を行う事業者に補助する市町に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「介護サービス提供体制整備促進事業」とは、別表1の事業の区分欄に掲げる事業をいい、その内容及び対象施設は、それぞれ同表の事業の内容欄及び対象施設欄に掲げるものとする。
- (2) この要綱において「小規模養護老人ホーム」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (3) この要綱において「大規模養護老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の4の養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (4) この要綱において「大規模特別養護老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の5の特別養護老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (5) この要綱において「小規模軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (6) この要綱において「大規模軽費老人ホーム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老人ホームのうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (7) この要綱において「有料老人ホーム」とは、老人福祉法第29条第1項の有料老人ホームをいう。
- (8) この要綱において「小規模有料老人ホーム」とは、有料老人ホームのうち、その入所定員が29人以下のものをいう。
- (9) この要綱において「大規模有料老人ホーム」とは、有料老人ホームのうち、その入所定員が30人以上のものをいう。
- (10) この要綱において「訪問看護事業所」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う事業所をいう。
- (11) この要綱において「短期入所生活介護事業所」とは、介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所をいう。
- (12) この要綱において「小規模短期入所生活介護事業所」とは、短期入所生活介護事業所のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (13) この要綱において「大規模短期入所生活介護事業所」とは、短期入所生活介護事業所のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (14) この要綱において「緊急ショートステイ」とは、介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同法第10項に規定する短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、要介護者（介護保険法第7

条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。)に対する虐待及び要介護者の急な疾病等に対応するものをいう。

- (15) この要綱において「小規模短期入所療養介護事業所」とは、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (16) この要綱において「大規模短期入所療養介護事業所」とは、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (17) この要綱において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」とは、介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う事業所をいう。
- (18) この要綱において「認知症対応型通所介護事業所」とは、介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所をいう。
- (19) この要綱において「小規模多機能型居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。
- (20) この要綱において「認知症高齢者グループホーム」とは、介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。
- (21) この要綱において「地域密着型特別養護老人ホーム」とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。
- (22) この要綱において「看護小規模多機能型居宅介護事業所」とは、介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを提供する拠点をいう。
- (23) この要綱において「小規模介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (24) この要綱において「大規模介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (25) この要綱において「小規模介護医療院」とは、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が29人以下であるものをいう。
- (26) この要綱において「大規模介護医療院」とは、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院のうち、その入所定員が30人以上であるものをいう。
- (27) この要綱において「介護予防拠点」とは、要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため、同法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ハに規定する第一号生活支援事業を除く。)の全部又は一部を行う拠点をいう。

- (28) この要綱において「地域包括支援センター」とは、介護保険法第115条の46第1項の地域包括支援センターをいう。
- (29) この要綱において「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (30) この要綱において「小規模サービス付き高齢者向け住宅」とは、サービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が29人以下のものをいう。
- (31) この要綱において「大規模サービス付き高齢者向け住宅」とは、サービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が30人以上のものをいう。
- (32) この要綱において「介護療養型医療施設」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。
- (33) この要綱において「小規模介護療養型医療施設」とは、介護療養型医療施設のうち、その入所定員が29人以下のものをいう。
- (34) この要綱において「大規模介護療養型医療施設」とは、介護療養型医療施設のうち、その入所定員が30人以上のものをいう。
- (35) この要綱において「介護療養型老人保健施設」とは、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）附則第6条に規定する介護療養型老人保健施設をいう。
- (36) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省第83号）附則第4条の適用を受けるものを含む。）において同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて整備されるものをいう。
- (37) この要綱において「施設内保育施設」とは、介護関連施設に勤務する介護職員等のための保育施設をいう。
- (38) この要綱において「小規模介護付きホーム」とは、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第515号。次号において同じ。）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）のうち、その入所定員が29人以下であって、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。

- (39) この要綱において「大規模介護付きホーム」とは、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が30人以上であって、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。
- (40) この要綱において「ユニット化」とは、既存のユニット（少数の居室（介護老人保健施設の場合にあっては療養室。以下同じ。）及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）でない居室、共同で日常生活を営むための場所等をユニットとし、当該ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援を行える居室環境等の改善のための整備をすることをいう。
- (41) この要綱において「静岡県計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画であって、県が作成したものをいう。
- (42) この要綱において「市町計画」とは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画であって、県内の市町が作成したものをいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
- ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 交付申請一覧表（様式第2号）
  - ウ 申請額算出内訳表（様式第3号）
  - エ 事業計画書（様式第4号）
  - オ 資金状況調べ（様式第5号）（アの申請が概算払承認申請を兼ねる場合に限る。）
  - カ 収支予算書の抄本（市町にあっては、歳入歳出予算書の抄本）
  - キ その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
- ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の10パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又

は効用の増加した価格が50万円（市町等以外の者にあっては、30万円）以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助対象者が市町等の場合においては、この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による介護サービス提供体制整備促進事業費補助金調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (7) 補助対象者が市町等以外の場合においては、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬこと。
- (8) この補助金に係る対象経費につき重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助金対象者が市町等以外の場合においては、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の提供を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (11) 市町等以外の補助対象者が県又は市町から補助を受けて補助事業を行うために締結する契約については、当該補助金を交付する県又は市町が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならぬこと。
- (12) 市町の長が補助金の交付を決定する場合においては、(1)から(5)及び(7)から(11)までに掲げる事項を条件として付さなければならないこと。この場合において、(1)から(4)までの事項中「知事」とあるのは「市町長」と、(4)の事項中「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。
- (13) 市町の長が補助金の交付の決定をする際に条件として付した(1)若しくは(3)の承認又は(2)の指示をする場合においては、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならないこと。
- (14) 市町の長が補助金の交付を決定する際に条件として付した(4)により市町に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

## 第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第7号）

- イ 変更申請一覧表（様式第2号）
- ウ 変更申請額算出内訳表（様式第3号）
- エ 変更事業計画書（様式第4号）
- オ 変更収支予算書の抄本（市町にあっては、変更歳入歳出予算書の抄本）
- カ その他知事が別に定める書類

## 第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 実績報告書（様式第8号）
  - イ 精算額一覧表（様式第2号）
  - ウ 精算額内訳表（様式第3号）
  - エ 事業実績書（様式第4号）
  - オ 収支決算（見込）書の抄本（市町にあっては、歳入歳出決算（見込）書の抄本）
  - カ その他知事が別に定める書類
- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

## 第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
    - 請求書（様式第9号）
  - (2) 提出期限
- 補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 概算払の請求手続

- 提出書類 各1部
  - ア 概算払請求書（様式第9号）
  - イ 資金状況調べ（様式第5号）

## 第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額 ((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額 ((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額) を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

(4) 市町長が補助金の交付をする場合の取扱い

市町長が補助金の交付をする場合においては、(1)から(3)までの事項と同様に取り扱うものとする。この場合において、(3)の事項中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と読み替えるものとする。

## 第11 離島振興法による特例

補助事業が離島振興法第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において行われる場合は、別表2に掲げる補助額に0.08を乗じて得た額を加算する。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### 附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。
- 2 介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金交付要綱（平成21年静岡県告示第721号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に旧告示の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

### 附 則（平成28年3月29日告示第397号）

この告示は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

### 附 則（平成29年3月31日告示第245号）

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

### 附 則（平成30年9月21日告示第624号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により知事に対してされている交付の申請は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいて、知事に対してされた交付の申請とみなす。
- 4 この告示の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

### 附 則（令和元年7月1日告示第125号の2）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行前に従前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

**附 則**（令和元年8月9日告示第195号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。  
（経過措置）
- 2 令和元年9月30日までの間は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱別表1中「4,480,000円」とあるのは「4,390,000円」と、「224,000円」とあるのは「219,500円」と、「33,600,000円」とあるのは「32,900,000円」と、「1,680,000円」とあるのは「1,645,000円」と、「5,940,000円」とあるのは「5,830,000円」と、「297,000円」とあるのは「291,500円」と、「11,900,000円」とあるのは「11,700,000円」と、「595,000円」とあるのは「585,000円」と、「8,910,000円」とあるのは「8,740,000円」と、「445,500円」とあるのは「437,000円」と、「1,190,000円」とあるのは「1,170,000円」と、「59,500円」とあるのは「58,500円」と、「839,000円」とあるのは「823,000円」と、「14,000,000円」とあるのは「13,700,000円」と、「4,200,000円」とあるのは「4,120,000円」と、「219,000円」とあるのは「214,000円」と、「734,000円」とあるのは「720,000円」と、「2,240,000円」とあるのは「2,200,000円」と、「2,770,000円」とあるのは「2,720,000円」と、「1,115,000円」とあるのは「1,095,000円」とする。
- 3 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。
- 4 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により知事に対してされている交付の申請は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいて、知事に対してされた交付の申請とみなす。

**附 則**（令和2年3月31日告示第274号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**（令和2年7月31日告示第543号）

この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の別表1及び別表2の規定（介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置の設置に係る事業及び換気設備の設置に係る事業に限る。）に係る部分に限る。）は、令和2年4月30日から適用する。

**附 則**（令和3年3月30日告示第307号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和3年9月7日告示第242号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により知事に対してされている交付の申請は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいて、知事に対してされた交付の申請とみなす。

**附 則**（令和4年3月25日告示第209号）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和4年9月30日告示第659号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和5年3月31日告示第270号の5）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

**附 則**（令和5年9月12日告示第449号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和6年12月17日告示第774号）

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

**附 則**（令和8年1月9日告示第2号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。
- 2 令和8年2月28日までの間は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱第7(2)中「事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知が到達した日から起算して30日を経過した日）」とあるのは、「別に定める日」とする。

**別表1**

事業の区分	事業の内容	対象施設	単位	基準単価
地域密着型サービス等整備等助成事業	施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員1人当たり	5,530,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり 276,500円を加

事業	(2) 小規模介護老人保健施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	算する。) 69,200,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり3,460,000円を加算する。)
	(3) 小規模介護医療院	1 施設当たり	69,200,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり3,460,000円を加算する。)
	(4) 小規模養護老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員 1 人当たり	2,960,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 148,000 円を加算する。)
	(5) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員 1 人当たり	5,530,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 276,500円を加

			算する。)
(6) 認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり	41,500,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,075,000円を加算する。)	
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	41,500,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,075,000円を加算する。)	
(8) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり	7,330,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり366,500円を加算する。)	
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	41,500,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,075,000円を加算する。)	

(10) 認知症対応型通所介護事業所	1施設当たり	14,800,000円 (他の対象施設との合算又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり740,000円を加算する。)
(11) 介護予防拠点	1施設当たり	11,000,000円 (他の対象施設との合算又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり550,000円を加算する。)
(12) 地域包括支援センター	1施設当たり	1,480,000円 (他の対象施設との合算又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり74,000円を加算する。)
(13) 生活支援ハウス	1施設当たり	44,100,000円 (他の対象施設との合算又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,205,000円を加算する。)
(14) 緊急ショートステイ	定員1人当たり	1,480,000円 (他の対象施設との合算又

		は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 74,000 円を加算する。)	
	(15) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	14,800,000 円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1 施設当たり 740,000 円を加算する。)
	(16) 小規模介護付きホーム	定員 1 人当たり	5,530,000 円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員 1 人当たり 276,500 円を加算する。)
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの (4) 認知症対応型通所介護事業所	1 施設当たり	11,000,000 円
介護施	(1) 大規模特別養護老人ホーム	定員 1 人当たり	1,400,000 円

	(2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム		
設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの			
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの (11) 小規模養護老人ホーム (12) 認知症高齢者グループホーム (13) 小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	定員1人当たり 1,036,000円  定員1人当たり 520,000円  定員1人当たり 1,036,000円  宿泊定員1人当たり

	(15) 小規模介護付きホーム	定員 1 人当たり	
	(16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり	17,400,000円
	(17) 訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	5,200,000円
	(18) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの		
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ICTの導入に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員 1 人当たり	520,000 円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模介護付きホーム		
	(7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所		
	(8) 小規模介護老人保健施設		
	(9) 小規模介護医療院		
	(10) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの		
	(11) 認知症高齢者グループホーム		
	(12) 小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員 1 人当たり	
	(13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(14) 小規模介護付きホーム	定員 1 人当たり	
	(15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり	8,640,000 円
	(16) 小規模養護老人ホーム	定員 1 人当たり	260,000 円
	(17) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	2,600,000 円

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	<p>特別養護老人ホーム（多床室に係る部分に限る。）をプライバシーの保護のため改修する事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの</p> <p>(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所  (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</p>	定員1人当たり	906,000円
介護施設等における看取り環境の整備に係る事業であつて、知事が別に定める要件を満たすも	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム  (2) 大規模介護老人保健施設  (3) 大規模介護医療院  (4) 大規模養護老人ホーム  (5) 大規模軽費老人ホーム  (6) 大規模介護付きホーム  (7) 地域密着型特別養護老人ホーム  (8) 小規模介護老人保健施設  (9) 小規模介護医療院  (10) 小規模養護老人ホーム  (11) 小規模軽費老人ホーム  (12) 認知症高齢者グループホーム  (13) 小規模多機能型居宅介護事業所  (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>	1施設当たり	4,330,000円

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	の	(15) 小規模介護付きホーム		
		(1) 大規模特別養護老人ホーム	1台当たり	5,340,000円
		(2) 大規模介護老人保健施設		
		(3) 大規模介護医療院		
		(4) 大規模介護療養型医療施設		
		(5) 大規模養護老人ホーム		
		(6) 大規模軽費老人ホーム		
		(7) 大規模有料老人ホーム		
		(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
		(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
		(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
		(12) 小規模介護老人保健施設		
		(13) 小規模介護医療院		
		(14) 小規模介護療養型医療施設		
		(15) 小規模養護老人ホーム		
		(16) 小規模軽費老人ホーム		
		(17) 認知症高齢者グループホーム		
		(18) 小規模多機能型居宅介護事業所		
		(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		(20) 小規模有料老人ホーム		
		(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
		(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
		(24) 生活支援ハウス		
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係	の	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1か所当たり	1,240,000円
		(2) 大規模介護老人保健施設		
		(3) 大規模介護医療院		
		(4) 大規模介護療養型医療施設		
		(5) 大規模養護老人ホーム		
		(6) 大規模軽費老人ホーム		
		(7) 大規模有料老人ホーム		
		(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
		(10) 大規模短期入所療養介護事業所		

	<p>(11) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(12) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(13) 小規模介護医療院</p> <p>(14) 小規模介護療養型医療施設</p> <p>(15) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(16) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(17) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(18) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(20) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(22) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(23) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(24) 生活支援ハウス</p>		
	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模介護療養型医療施設</p> <p>(5) 大規模養護老人ホーム</p> <p>(6) 大規模軽費老人ホーム</p> <p>(7) 大規模有料老人ホーム</p> <p>(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(9) 大規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(10) 大規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(11) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(12) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(13) 小規模介護医療院</p> <p>(14) 小規模介護療養型医療施設</p> <p>(15) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(16) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(17) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(18) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(20) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p>	1か所当たり	7,410,000円

	(22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス		
家族面 会室の 整備等 に係る 事業で あつて、知 事が別 に定め る要件 を満たすもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス	1 施設当たり	4,330,000円
多床室 の個室 化に要 する改 修に係 る事業 であつ て、知	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模有料老人ホーム (7) 大規模短期入所生活介護事業所 (8) 地域密着型特別養護老人ホーム	定員 1 人当たり	1,220,000円

	事が別に定める要件を満たすもの	(9) 小規模介護老人保健施設 (10) 小規模介護医療院 (11) 小規模養護老人ホーム (12) 小規模軽費老人ホーム (13) 認知症高齢者グループホーム (14) 小規模多機能型居宅介護事業所 (15) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (16) 小規模有料老人ホーム (17) 小規模短期入所生活介護事業所 (18) 生活支援ハウス		
介護職員の宿舎施設整備事業	宿舎を創設し、増築し、改築し、増改築し、又は改修する事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 小規模介護老人保健施設 (8) 小規模介護医療院 (9) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの (10) 認知症高齢者グループホーム (11) 小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム	1宿舎当たり	補助対象経費の実支出額の範囲内で、知事が認めた額の3分の1の額

## 備考

1 地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホームをプライバシーの保護のため改修する事業に限る。）における整備区分

整備区分	整備内容

創 設	新たに施設を整備すること（空き家等の既存建物又は地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設を整備する事業を含む。）。
増 床	既存の施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改 築	<p>既存の施設を取り壊して、新たな施設を整備すること（一部改築を含む。）。なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。</p> <p>※1 取壊し費用も対象とことができる。</p> <p>※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。</p> <p>※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。</p>
増 改 築	<p>既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。</p> <p>※1 取壊し費用も対象とができる。</p> <p>※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。</p>
大規模修繕	<p>本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれか（大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業にあっては、(1)又は(2)）に該当する整備をすること。</p> <p>(1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>(2) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>(3) 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</p> <p>(4) 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>(5) 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等又はアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p> <p>(6) 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p> <p>(7) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基</p>

	<p>づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p> <p>(8) 県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>(9) 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事</p> <p>(10) 特に必要と認められる上記に準ずる工事</p> <p>※ 一定年数は、おおむね 10 年とする。</p>
耐震化	本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事をすること。

2 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（特別養護老人ホームをプライバシーの保護のため改修する事業を除く。）における整備区分

整備区分	整備内容
転換創設	既存の施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
転換改築	既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
転換改修	既存の施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 介護職員の宿舎施設整備事業における整備区分

整備区分	整備内容
創設	<p>新たに宿舎を整備すること。</p> <p>※ 1 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。</p> <p>※ 2 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。</p>
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	<p>既存の宿舎を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること（一部改築を含む。）。</p> <p>※ 1 取壊し費用も対象とできる。</p>

	※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む）。 ※1 取壊し費用も対象とすることができます。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

別表 2

## 1 地域密着型サービス等整備等助成事業

## (1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム	静岡県計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたものにより算出された額）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 認知症対応型通所介護事業所 (11) 介護予防拠点 (12) 地域包括支援センター (13) 生活支援ハウス (14) 緊急ショートステイ (15) 施設内保育施設 (16) 小規模介護付きホーム	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型通所介護事業所			

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 認知症対応型通所介護事業所 (11) 介護予防拠点 (12) 地域包括支援センター (13) 生活支援ハウス (14) 緊急ショートステイ (15) 施設内保育施設 (16) 小規模介護付きホーム	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）による算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型通所介護事業所	(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		

介護施設等の創設を行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム		
-----------------------------------	---	--	--

## 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

### (1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム	静岡県計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム	静岡県計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費		

(3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に関する事業として適當と認められない事業に係る経費

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模介護付きホーム (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (11) 訪問看護事業所 (12) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設、既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模軽費老人ホーム (5) 認知症高齢者グループホーム (6) 小規模多機能型居宅介護事業所 (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 小規模介護付きホーム (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (10) 小規模養護老人ホーム (11) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
---------------------------------	---	---	--	--

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
創設し、増床し、改築し、又は増改築する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模軽費老人ホーム (11) 小規模養護老人ホーム (12) 認知症高齢者グループホーム (13) 小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (15) 小規模介護付きホーム (16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (17) 訪問看護事業所 (18) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づいて整備する施設等の円滑な開設又は既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費又は委託料であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他施設開設準備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模軽費老人ホーム (11) 認知症高齢者グループホーム (12) 小規模多機能型居宅介護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム (15) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 (16) 小規模養護老人ホーム (17) 施設内保育施設	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費であって、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 地方公務員法に定める地方公務員の給与に充てる経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) その他大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に関する事業として適當と認められない事業に係る経費	
---------------------------------	---	--	--

### 3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

#### (1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業	大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	<p>静岡県計画に基づく施設等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適當と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</p> <p>(4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</p> <p>(5) 設備整備に係る経費</p> <p>(6) その他ユニット化等の改修に関する事業として適當と認められない事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたものにより算出された額）</p> <p>（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）</p> <p>を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）</p> <p>を切り捨てるものとする。）以内</p>

介護施設等における看取り環境の整備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム	静岡県計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需要費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
------------------------	---	---	--	--

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費            (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費            (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費            (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費            (5) 設備整備に係る経費            (6) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたものにより算出された額)</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内</p>
介護施設等における	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設	静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と)		

看取り 環境の 整備に 係る事 業	(3) 小規模介護医療院	認められる委託費、分担金及び適 当と認められる購入費等を含 む。)、工事事務費（工事施工のた め直接必要な事務に要する費用で あって、旅費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、工事費又は 工事請負費の2.6パーセントに相当 する額を限度とする。)、需要費 (修繕料)、使用料及び賃借料又 は備品購入費。ただし、次に掲げ る経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る 経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度に より、現に当該事業の経費の一 部を負担し、又は補助している 事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の 資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を 建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関す る事業として適當と認められな い事業に係る経費
	(4) 小規模養護老人ホーム	
	(5) 小規模軽費老人ホーム	
	(6) 認知症高齢者グループホーム	
	(7) 小規模多機能型居宅介護事業 所	
	(8) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所	
	(9) 小規模介護付きホーム	

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
特別養護老人ホーム (多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所  (2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) 設備整備に係る経費 (6) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたものにより算出された額）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
介護施設等における	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院	静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と		

看取り 環境の 整備に 係る事 業	(4) 大規模養護老人ホーム	認められる委託費、分担金及び適 当と認められる購入費等を含 む。)、工事事務費（工事施工のた め直接必要な事務に要する費用で あって、旅費、消耗品費、通信運 搬費、印刷製本費及び設計監督料 等をいい、その額は、工事費又は 工事請負費の2.6パーセントに相当 する額を限度とする。)、需要費 (修繕料)、使用料及び賃借料又 は備品購入費。ただし、次に掲げ る経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る 経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度に より、現に当該事業の経費の一 部を負担し、又は補助している 事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の 資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を 建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関す る事業として適當と認められな い事業に係る経費
	(5) 大規模軽費老人ホーム	
	(6) 大規模介護付きホーム	
	(7) 地域密着型特別養護老人ホー ム	
	(8) 小規模介護老人保健施設	
	(9) 小規模介護医療院	
	(10) 小規模養護老人ホーム	
	(11) 小規模軽費老人ホーム	
	(12) 認知症高齢者グループホーム	
	(13) 小規模多機能型居宅介護事業 所	
	(14) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所	
	(15) 小規模介護付きホーム	

#### 4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

##### (1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料	別表1に掲げる基準単価により算出された額	未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内

グに係る事業	(9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所	等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。) 及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所			
家族面会室の整備等に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所			
多床室の個室化に要する改修に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模有料老人ホーム	多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。) 及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要す		

	(7) 大規模短期入所生活介護事業所	る費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) 設備整備に係る経費 (3) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適當と認められない事業に係る経費	
--	--------------------	---	--

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 小規模有料老人ホーム</li> <li>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</li> <li>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</li> <li>(14) 生活支援ハウス</li> </ul>	<p>入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</li> <li>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</li> </ul>	
従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>(2) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 小規模介護医療院</li> <li>(4) 小規模介護療養型医療施設</li> <li>(5) 小規模養護老人ホーム</li> <li>(6) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(7) 認知症高齢者グループホーム</li> <li>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(10) 小規模有料老人ホーム</li> <li>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</li> <li>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</li> <li>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</li> <li>(14) 生活支援ハウス</li> </ul>		
家族面会室の整備等に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</li> <li>(2) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 小規模介護医療院</li> <li>(4) 小規模介護療養型医療施設</li> <li>(5) 小規模養護老人ホーム</li> <li>(6) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(7) 認知症高齢者グループホーム</li> </ul>		

	<p>(8) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(10) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(12) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(13) 小規模短期入所療養介護事業所</p> <p>(14) 生活支援ハウス</p>		
多床室の個室化に要する改修に係る事業	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(5) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(6) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(7) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(10) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(11) 生活支援ハウス</p>	<p>多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、市町が補助するに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) 設備整備に係る経費</p> <p>(3) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額とする。（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額に3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模介護療養型医療施設		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模有料老人ホーム		
	(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
	(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
	(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(12) 小規模介護老人保健施設		
	(13) 小規模介護医療院		
	(14) 小規模介護療養型医療施設		
	(15) 小規模養護老人ホーム		
	(16) 小規模軽費老人ホーム		
	(17) 認知症高齢者グループホーム		
	(18) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(20) 小規模有料老人ホーム		
	(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
	(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
	(24) 生活支援ハウス		
従来型個室・多床室	(1) 大規模特別養護老人ホーム		
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		

のゾーニングに係る事業	(4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス		
家族面会室の整備等に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム		

	(7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス		
多床室の個室化に要する改修に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模有料老人ホーム (7) 大規模短期入所生活介護事業所 (8) 地域密着型特別養護老人ホー	多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、	

<p>ム</p> <p>(9) 小規模介護老人保健施設        (10) 小規模介護医療院        (11) 小規模養護老人ホーム        (12) 小規模軽費老人ホーム        (13) 認知症高齢者グループホーム        (14) 小規模多機能型居宅介護事業所        (15) 看護小規模多機能型居宅介護事業所        (16) 小規模有料老人ホーム        (17) 小規模短期入所生活介護事業所        (18) 生活支援ハウス</p>	<p>工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費        (2) 設備整備に係る経費        (3) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	
--	--	--

## 5 介護職員の宿舎施設整備事業

### (1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
宿舎を創設し、増築し、改築し、増改築し、又は改修する事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 小規模介護老人保健施設 (8) 小規模介護医療院 (9) 小規模軽費老人ホーム (10) 認知症高齢者グループホーム (11) 小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 設備整備に係る経費 (5) その他宿舎整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的をしない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

(2) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
宿舎を創設し、増築し、改築し、増築し、又は改修する事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム (7) 小規模介護老人保健施設 (8) 小規模介護医療院 (9) 小規模軽費老人ホーム (10) 認知症高齢者グループホーム (11) 小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (14) 小規模介護付きホーム	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、知事が別に定める要件を満たすもの。ただし、次に掲げる経費を除く。  (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 設備整備に係る経費 (5) その他宿舎整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的をしない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

別表3

区分	対象施設の種類	加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 生活支援ハウス	基準単価に0.10を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設の整備（木造施設の改築として行う場合に限る。）をするもの	地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム	基準単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設の整備（木造施設の改築として行う場合に限る。）をするもの	地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム	基準単価に0.30を乗じて得た額
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壊し費用含む。）を整備するもの	小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型通所介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模介護老人保健施設 大規模介護老人保健施設 生活支援ハウス 小規模介護医療院 大規模介護医療院	基準単価に0.32を乗じて得た額

様式第1号（用紙　日本産業規格A4縦型）

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付申請書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事 氏　　名　様

所在地  
名　称  
代表者　氏　　名  
(市町にあっては、市町長　氏　　名)

年度において介護サービス提供体制整備促進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払されるよう併せて申請します。

1 交付申請

(1) 金額　　円  
(補助金所要額)　　(補助金に係る消費税仕入控除税額等)　　(補助金額)  
円　　－　　円　　=　　円

(2) 事業の目的

2 概算払の承認申請

(1) 金額　　円

(2) 理由

(3) 時期

口座振替先　金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

(注) 個人以外のものにあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第2号（用紙　日本産業規格A4横型）

交付申請一覧表（変更申請一覧表、精算額一覧表）

（単位：円）

事業の区分	施設、物件等の名称	補助申請額・概算払の承認申請額
地域密着型サービス等整備等助成事業（創設増床等、空き家活用、大規模修繕）		
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業（開設準備、介護ロボット・ＩＣＴ）		
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業（プライバシー改修、看取り環境整備）		
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置設置、ゾーニング環境等整備、多床室の個室化改修）		
介護職員の宿舎施設整備事業		
計		

（注） 変更申請一覧表の場合は、変更前の事項を上段に括弧書きし、変更後の事項を下段に記載すること。

様式第3号（用紙 日本産業規格A4横型）

申請額算出内訳表（変更申請額算出内訳表、精算額内訳表）

(単位：円)

事業の区分	対象経費の 実支出 (予定)額 A	補助基準額					総事業費 G	寄附金 その他の 収入額 H	差引額 I=G-H	選定額 J	特例によ る加算額 K	補助 所要額 L=J+K
		基準単価 B	単位 C	基準額 D=B×C	加算額 E	加算後の基準額 F=D+E						
地域密着型サー ビス等整備等助 成事業												
介護施設等の施 設開設準備経費 等支援事業												
既存の特別養護 老人ホーム等の ユニット化改修 等支援事業												
介護施設等にお ける新型コロナ ウイルス感染拡 大防止対策支援 事業												
介護職員の宿舎 施設整備事業												
計												

(注)

- 1 変更申請額算出内訳表の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
- 2 E欄には、別表3の加算額を記載すること。
- 3 J欄には、A欄、D欄（加算額がある場合はF欄）及びI欄を比較して、いずれか少ない額を区分ごとに記載すること。
- 4 K欄には、要綱第11の離島振興法による特例の加算額を記載すること。

様式第4号（用紙　日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業の内容

(1) 事業名（区分）及び市町計画名

(2) 事業内容等

ア 目的

イ 必要性

ウ 期待される効果

エ 内容

(3) 事業実施方法等

ア 実施体制

イ 実施期間

ウ 予算措置の状況

2 事業完了（予定）年月日

年　　月　　日

3 その他

（注）

1 事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）は、対象施設ごとに作成すること。

2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

## 様式第5号（用紙　日本産業規格A4縦型）

## 資 金 状 況 調 べ

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第6号（用紙　日本産業規格A4横型）

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金調書

歳 入			歳 出							
科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	左のうち 県補助金 相 当 額	支出済額	左のうち 県補助金 相 当 額	翌 年 度	左のうち 県補助金 相 当 額	備 考

(注)

- 1 「科目」欄は、歳入にあっては款項目節を、歳出にあっては款項目をそれぞれ記載すること。
- 2 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

様式第7号（用紙　日本産業規格A4縦型）

介護サービス提供体制整備促進事業計画変更承認申請書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事 氏　名　様

所在地  
名　称  
代表者　氏　名  
(市町にあっては、市町長　氏　名)

年　月　日付け 第　号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス提供体制整備促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容 別添　変更事業計画書のとおり

3 補助金所要額

(1) 前回までの交付決定金額　　円

(2) 今回変更承認申請額　　円

(3) 差引増減金額　　円

(注) 個人以外のものにあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第8号（用紙　日本産業規格A4縦型）

実績報告書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事　氏　名　様

所在地  
名　称  
代表者　氏　名  
(市町にあっては、市町長　氏　名)

年　月　日付け　第　号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス提供体制整備促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注)　個人以外のものにあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第9号（用紙　日本産業規格A4縦型）

請求書（概算払請求書）

金　　円

ただし、　　年　月　日付け　第　号により補助金の交付の確定（決定）を受けた介護サービス提供体制整備促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年　月　日

静岡県知事　氏　名　様

所在地	
名　称	
代表者　氏　名	
(市町にあっては、市町長　氏　名)	

(注)　個人以外のものにあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名

作成者　職・氏名

様式第10号（用紙　日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第　　号  
年　月　日

静岡県知事 氏　名　様

所在地  
名　称  
代表者　氏　名  
(市町にあっては、市町長　氏　名)

年　月　日付け 第　号により補助金の交付の決定を受けた介護サービス提供体制整備促進事業の  
補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額	金	円
( 年　月　日付け 第　号による額の確定通知額)		
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

(注) 個人以外のものにあっては、以下の項目についても記載すること。

責任者　職・氏名  
作成者　職・氏名